

社会福祉法人かささぎ福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程（改正）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人かささぎ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに実費弁償額について必要な事項を定める。ただし、理事長については、別途定める。

（定義）

第2条 この規程で役員とは、理事長以外の法人の理事及び監事をいう。

（報酬の額）

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員並びに監事が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

- 2 理事が理事会以外において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。なお、理事の報酬の総額は、年間600,000円を超えないものとする。
- 3 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。なお、監事の報酬の総額は、年間100,000円を超えないものとする。
- 4 評議員が評議員会以外において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。なお、評議員の報酬の総額は、法人定款第8条において年間200,000円を超えないものと定められている。

（出張旅費）

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

（報酬等の支払い方法）

第5条 役員及び評議員に対する報酬及び旅費の支払いは、その都度現金にて支払う。

（改正）

第6条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならぬ。